平成25年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

| No | 3 2 | | | | | | | | | | | <u> 経済</u> | 産業省 |
|-----------------|-----|----------------|---|--|--|--|--|--|---|---|--|---|--|
| 対象税目 | | 個ノ | 人住民税 | 法人信 | 主民税 | 住民税 | 包利子割) | 事業税 | 不動産取得税 | 固定資産税 | 事業所税 | その他(|) |
| 要望 項目名 | | 企 | と業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充 | | | | | | | | | | |
| 要望内容(概要) | | 19 - 中 19 平平 7 | ・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 金融機関等から債権放棄を受ける再生企業が、債務免除益に対する課税を回避する「企業再生税制(評価損の損金算入、期限切れ欠損金の優先控除)」の適用を受けるための、2つ以上の金融機関による債権放棄が行われていること等を必要とする要件加えて、企業再生税制の適用要件を満たしているものの、現状、評価損の計上(損金算入)が認められていない評価損の金額が小額(1,000万円未満(有利子負債10億円未満の企業は100万円未満))の資産・特例措置の内容金融機関等から債権放棄を受ける再生企業が、債務免除益に対する課税を回避する「企業再生税制(評価損の損金算入、期限切れ欠損金の優先控除)」の適用を受けるためには、2以上の金融機関による債権放棄が行われていること等の要件を満たす必要がある。このため、例えば、金融機関から債権を取得した再生ファンド等が債権放棄を行う場合など、合理的な再生計画に基づく債権放棄であっても同措置の適用が受けられないケースも存在することから、合理的な再生計画に基づく債権放棄について、「企業再生税制」の適用が認められる要件を拡大すること。加えて、現状、企業再生税制が適用される場合であっても、評価損の金額が小額(1,000万円未満(有利子負債10億円未満の企業は100万円未満))の資産については、評価損の損金算入が認められていないが、資産評価が行われている場合には、評価損の計上(損金算入)を認めること。 | | | | | | | | | | |
| 関係 | ر | ţ | 也方税法 | 第23 | 条第1 | 項第3- | 号、同法的 | 第72条0 | D 2 3 項第 1 項 | [、同法第29 | 2条第1項 | 9第3号 ———— | |
| 減 見辺 | | († | 初年度) | _ | _ | (| _ : | (平4 | 丰度) ———————————————————————————————————— | - (– | -) | (単位:百万 | 5円) |
| 要望 | 理由 | | ことの基ことので施融的どるたおロジ記の策機にま支、けりしのの | 生を域と、援中る公にとる。と、金ののでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ | 済性融取な力業企れて、の「円組くに金業れも現活」滑み、推融の「、在 | 性化をはませい。世化の対策をはいる。世界のはは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大 | 図る。 状て係いが・金素のの はて関い終業円業 | .貸出条件 いると考; が緊がある。 期限(支援を 再生大法の) 再生等(これ | を促し、中小公 でででででいます。 ででであることに をいることに を行うたををいる。 を行うたををいる。 を行うを表策の必 でである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 行率が 9 割を)、単なる金属 こより、中小立 を迎えるに 境整備が強く えた中小企業 はについてお められており | 超える水準 生の質出の またっての ない | になってい 条件の変更等 意味での経営 出口戦略とし こおり、平成 爰のための政 | るなど、 等の対応 営改善に して、各 は 24 年 4 改策パッ |
| 本要: 対応 縮源 | する | なり | <u> </u> | | | | | | | | | | |
| 担当: | | 電話担当電話 | 当課:中 舌:代表: 当課長 「 舌:代表 当としている | 雷 03-3 中小企業 そ03-35 | 3501-1 美金 融誌 501 <i>-</i> -15 | 511 (課 素 (課 511 (p | (課長) (内線) 53 長) 三浦 内線) 527 i@meti.go | 31 (直通 章豪 (該 1 (直通 | (課長補佐) 函) 03-3501-176 長補佐) 呉村祖 函) 03-3501- | 益生 (課長補 | -3501-7099 旌)森本要 | (係長) | 、幸 高橋俊弘 |

| | 政策体系におけ る政策目的の位 置付け | 4. 取引・経営の安心 | | | | | | | |
|-----|------------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 合理性 | 政策の 達成目標 | 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性 を高めることで、地域経済の活性化を図る。 | | | | | | | |
| | 税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間 | 恒久措置とする。 | | | | | | | |
| | 同上の期間中 の達成目標 | (政策の達成目標と同じ) | | | | | | | |
| | 政策目標の 達成状況 | 新設要望のため、該当せず | | | | | | | |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 500~600 社 【算出方法】 ①金融円滑化法に基づく貸付条件変更先のうち特に事業再生支援等が必要な先(推計):5~6万社 ②中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了企業数に占める平成17年税制改正(企業再生税制)適用企業数の割合:1% ※①×②=500~600社 | | | | | | | |
| | 要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性) | 合理的な再生計画に基づく債権放棄について、「企業再生税制」の適用が認められる要件を拡大することは、事業再生を促進し、地域経済の活性化に繋がり有効である。 | | | | | | | |
| 相当性 | 当該要望項目 以外の税制上の 支援措置 | なし | | | | | | | |
| | 予算上の措置等 の要求内容 及び金額 | なし | | | | | | | |
| | 上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係 | なし | | | | | | | |
| | 要望の措置の 妥当性 | 「合理的な再生計画」に基づく債権放棄である場合には、企業再生税制の適用を可能とすることや、評価損の金額が小額の資産であっても資産評価が行われている場合には、評価損の損益 算入を認めることは、真に資金提供が必要な事業再生の実効性を高め、地域経済の活性化を図るものであり、妥当である。 | | | | | | | |

| 税負担軽減措置等の 適用実績 | 新設要望のため、該当せず。 |
|---|---------------|
| 税負担軽減措置等の 適用による効果 (手段 としての有効性) | 新設要望のため、該当せず。 |
| 前回要望時の 達成目標 | 新設要望のため、該当せず。 |
| 前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由 | 新設要望のため、該当せず。 |
| これまでの要望経緯 | 新設要望のため、該当せず。 |